

騒音規制法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく特定施設一覧表

特定施設名		法		条例	
		項番号	対象・規模	項番号	対象・規模
圧延機械	金 属 加 工 機 械	1-イ	・ 原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のもの	1	・ 動力が 22.5kW 以上のもの
製管機械		1-ロ	・ すべてのも	2	・ すべてのも
ベンディングマシン		1-ハ	・ ロール式に限る ・ 原動機の定格出力が 3.75kW 以 上のもの	3	・ 動力が 3.75kW 以上のもの
液圧プレス		1-ニ	・ 矯正プレスを除く	4	・ 矯正プレスを除く
機械プレス		1-ホ	・ 呼び加圧能力が 294kN 以上のも の	5	・ 呼び加圧能力が 30 トン以上のも の
せん断機		1-ヘ	・ 原動機の定格出力が 3.75kW 以 上のもの	6	・ 動力が 3.75kW 以上のもの
鍛造機		1-ト	・ すべてのも	7	・ すべてのも
ワイヤーフォーミング マシン		1-チ	・ すべてのも	8	・ すべてのも
ブラスト		1-リ	・ タンブラスト以外のものであつ て、密閉式のものを除く	9	・ すべてのも
タンブラー		1-ヌ	・ すべてのも	10	・ すべてのも
切断機		1-ル	・ といしを用いるものに限る	—	
空気圧縮機		2	・ 原動機の定格出力が 7.5kW 以上 のもの	—	
圧縮機		—		11	・ 動力が 7.5kW 以上のもの
送風機		2	・ 原動機の定格出力が 7.5kW 以上 のもの	12	・ 動力が 3.75kW 以上のもの
破碎機又は摩砕機		3	・ 土石用又は鉱物用に限る ・ 原動機の定格出力が 7.5kW 以上 のもの	13	・ すべてのも（土石用又は鉱物 用のもの又は食料品、肥料の製 造の用に供するものは動力が 7.5kW 以上のもの）
ふるい機又は分級機		3	・ 土石用又は鉱物用に限る ・ 原動機の定格出力が 7.5kW 以上 のもの	14	・ 動力が 7.5kW 以上のもの
織機		4	・ 原動機を用いるもの	15	・ 原動機を用いるもの
コンクリートプラント		5-イ	・ 建設用資材製造機械に限る ・ 気ほうコンクリートプラントを 除き、混練機の混練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上のもの	16	・ すべてのも
アスファルトプラント		5-ロ	・ 建設用資材製造機械に限る ・ 混練機の混練重量が 200kg 以上 のもの	17	・ すべてのも

特定施設名	法		条例		
	項番号	対象・規模	項番号	対象・規模	
ロール機	6	・ 穀物用製粉機に限る ・ 原動機の定格出力の合計が 7.5kW 以上	34	・ 破碎機及び摩砕機を除く	
ドラムバーカー	木材 加工 機械	7-イ	・ すべてのもの	18	・ すべてのもの
チッパー		7-ロ	・ 原動機の定格出力が 2.25kW 以 上のもの	19	・ すべてのもの
砕木機		7-ハ	・ すべてのもの	20	・ すべてのもの
帯のこ盤		7-ニ	・ 製材用のは原動機の定格出 力が 15kW 以上のもの ・ 木工用のは原動機の定格出 力が 2.25kW 以上のもの	—	
丸のこ盤		7-ホ	・ 製材用のは原動機の定格出 力が 15kW 以上のもの ・ 木工用のは原動機の定格出 力が 2.25kW 以上のもの	—	
動力のこぎり機				21	・ 動力が 0.75kW 以上のもの
かんな盤		7-ヘ	・ 原動機の定格出力が 2.25kW 以 上のもの	22	・ 動力が 0.75kW 以上のもの
抄紙機	8	・ すべてのもの	23	・ すべてのもの	
印刷機械	9	・ 原動機を用いるもの	24	・ 原動機を用いるもの	
合成樹脂射出成形機	10	・ すべてのもの	25	・ すべてのもの	
鋳型造型機	11	・ ジョルト式のものに限る	26	・ すべてのもの	
ディーゼルエンジン又はガ ソリンエンジン	—		27	・ 出力が 3.75kW 以上のもの	
工業用ミシン	—		28	・ 同一建物に 10 台以上設置するも の	
ニューマチックハンマー	—		29	・ すべてのもの	
コンクリート管、コンクリ ート柱又はコンクリートブ ロックの製造機	—	※5-イに含まれる	30	・ すべてのもの	
金属用打抜機	—		31	・ 動力が 2.25kW 以上のもの	
グラインダー	—		32	・ サンダー及び切断機を含み、工 具用研磨機を除く	
工業用ミキサー	—		33	・ すべてのもの	
重油バーナー	—		35	・ 重油使用量が 150/h 以上のもの	
ゴム、皮又は、合成樹脂の 打抜機又は裁断機	—		36	・ すべてのもの	
スチームクリーナー	—		37	・ すべてのもの	

特定施設名	法		条例	
	項番号	対象・規模	項番号	対象・規模
金属工作機械	—		38	・ 同一建物内に5台以上設置するもの
石材引割機	—		39	・ すべてのももの
ドラム罐洗浄機	—		40	・ すべてのももの
風力発電設備	—		41	・ 出力が20kW以上のもの
板金又は製罐の作業	—		42	・ 厚さ0.5mm以上の金属板を加工するもの
鉄骨又は橋梁の組立作業	—		43	・ すべてのももの
建設材料置場における運搬作業	—		44	・ 動力を用いる機械を使用する作業に限る ・ 土砂石の材料置場であって1月以上使用するもの